

第1回 学校運営協議会レジュメ

1. 日 時 令和6年7月10日（水） 午後4時00分より
2. 場 所 島本町立第二中学校 3階 図書室
3. 次 第

（1）開 会

（2）会長及び副会長の選出について

（3）学校経営方針について

（4）学校運営協議会の年間活動計画について

（5）その他

（6）閉 会

次回の日程 月 日（ ） 午後4時00分 ～
場所：第二中学校 3階 （ 図書室 ）

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年度 島本町立第二中学校 学校経営方針

島 本 町 立 第 二 中 学 校
校 長 山 田 敏 博

はじめに

「教育は人なり」

これからの学校は、1人1人の生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められている。

生徒が生涯を通して、自らの人生をより良いものにするために、自ら学ぶことの意義を実感できる環境を整え、1人1人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめ、保護者や地域の人々を含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人にとって期待される役割である。幼児期、小学校の学びの上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学びとのつながりを見通しながら、生徒の学びの在り方を考えなければならない。

教職員も安心、安全な職場環境を築き、自分の良さや可能性を認識し、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、教育課題に取り組んでいくことが求められている。教職員1人1人が自身の持ち味を生かし、日々の教育活動に誠実に取り組んでいこう。

1 学校教育目標

- ・基礎学力の充実を図り、自分の考えをもつ生徒の育成
- ・自他を大切にし、思いやりの心をもつ生徒の育成
- ・心身ともにたくましく、しなやかな生徒の育成
- ・地域とのつながりを大切にし、多様な視点をもつ生徒の育成

2 めざす生徒像

「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる生徒」

3 めざす学校像

- ・信頼される学校
- ・安全、安心な学校
- ・保護者、地域と連携する学校

4 重点目標

- ・生徒が自ら課題を発見し、他者と協働しながら課題解決を図る力を育成する。
- ・探究的な学びを効果的に実施するために、カリキュラムマネジメントを行う。

5 めざす生徒像の実現に向けて、学校教育目標を具現化する取組を推進

(1) 確かな学力の育成

基礎・基本的な知識・技能の習得だけではなく、様々な状況の中で自ら考え、判断し、表現できる活用力、さらに生涯学び続ける力に通じる、新たな課題を追究できる探究力を身につける。また、学びをつなげ、深め、活かす授業づくり及び探求的な学びの研究（カリキュラムマネジメント）を推進する。

① 授業づくり

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、自ら考える力を育成する（授業の構造化）。
- ・教材、課題、発問等の工夫を図り、生徒が学びに向かう姿勢（力）を醸成する。
- ・教育計画、指導計画にしたがい、意図的・計画的な指導を行う。
- ・目標や授業の流れの提示、「逆向き設計」に基づいた単元設計に沿った形成的評価（日常の授業評価）から授業改善を図り、学びの質を高める。
- ・授業研究会では、研究の視点を明確にしながら授業を深めるとともに、授業研究会の在り方、進め方についてのさらなる改善を図る。
- ・ICT機器の活用については、情報活用能力の育成をめざし、戦略的に取組を進める。
- ・効果的な少人数習熟度別授業の追究を推進する。

② 読書指導

- ・図書館の活用や学校図書館職員およびボランティアと連携し、読書習慣の定着をめざす。
- ・朝読、読書週間を活用し、読書活動を充実させる。
- ・図書館と連携した授業の取組を図る。

(2) 豊かな心の育成

全人的な人格形成を基盤に、一人ひとりが自尊感情を育み、お互いを認め合い、高め合う集団をめざし、道徳教育や行事だけではなく学校教育活動全体で育んでいく。

① 道徳教育

- ・全体計画に基づき、教育活動全体を通じて、道徳的实践力を養うよう指導する。
- ・特別の教科道徳では、教育活動全体と密接な関連を図りながら、授業の工夫改善を行い、道徳的实践力を育成する。また、妥当性のある道徳の評価研究、ローテーション授業を推進する。

② 人権教育

- ・すべての生徒の自尊感情を育む取組を通して、自己開示と自己実現を促進する人権教育の展開を図る。
- ・体罰、いじめ、差別や偏見のない人権が尊重された教育を推進する。

③ 集団づくり

- ・それぞれの意見や気持ちが全体で出し合え、共有できる集団づくりを進める。
- ・個性や違いを認め合う集団をめざし、多様性の理解と安全な場づくりを進める。

(3) 健やかな体の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざし、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な力を育む。

① 健康・保健教育

- ・全国体力・運動能力調査を通して、体力の実態把握を行い、課題を明確にし、体力・運動能力の改善に向けて取組む。
- ・保健指導等を通じて、健康で安全な生活を実現する自己管理能力を育成する。

- ・「早寝・早起き・朝ご飯」等の基本的な生活習慣の定着への啓発を図るとともに、病気・けが予防の取組を促進する。

② 食育

- ・食育指導等を通じて、日常の食事の大切さに気付くとともに、望ましい食習慣を形成する。
- ・栄養教諭と連携を図りながら教科・領域の中に食教育の視点を入れる。
- ・食教育の取組を全体カリキュラムの中に位置付け、教科横断的な探究学習を模索する。

6 めざす学校像の実現に向けて

学校は保護者や地域の理解、支援の中で成り立つコミュニティであり、生徒とともに育てるという意識を忘れず、PTAや地域の人々への相互連携を推進していく。また、一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、取組や対応の際にはそのことを常に心がけておく。

(1) 信頼される学校

① 学校として（組織として）

教職員1人1人が学校組織を構成しているという自覚を持ち、学校で起こっている教育課題については、全教職員の課題である。課題を共有し、課題解決を図る安心、安全な教員集団であること。

- ・報告、連絡、相談を徹底し全教職員が指導方針に基づいた共通認識で対応する。
- ・学級の課題は、学年等のチームで対応する。
- ・教職員が互いの個性を尊重し、円滑な関係づくりに努める。
- ・与えられた自分の役割に責任をもつことはだけでなく、自分ができることを積極的に行う。
- ・全教職員が自己研鑽に励み、組織に還元する。

② 教職員として（教師力）

- ・教材の創意工夫、課題設定、発問の工夫、ICTの活用等授業力の向上に努める。
- ・生徒を理解しようという気持ち、コミュニケーション、適切かつ継続的な指導・支援、生徒の自己理解の促進を図る。
- ・保護者の思いを受け取り（傾聴）、保護者と協力しながら、生徒の成長に資するように努める

③ 支援教育の推進

- ・多様性を尊重し「ともに学び、ともに育つ」ことを大切にするインクルーシブ教育を推進する。
- ・どの生徒にとってもわかりやすい授業、日課をめざす。ユニバーサルデザインに基づく環境づくり（環境の構造化）、合理的配慮に基づく授業づくりを行う。
- ・障がい理解教育を推進し、人間の多様性の尊重等の強化に努める。
- ・通級指導教室の運営を円滑に行うため、通級指導教室についての理解を深め、支援教育の充実を図る
- ・保護者、関係諸機関との連携を進める。

④ 保幼小中一貫教育

- ・「みづまろキッズプラン」を通して幼保小で培われた力を、中学校の教育活動につなぎ、生徒の学びに向かう力の育成を図る。

- ・「小中9年間の育ち」を見据え、第二小学校との連携強化を図る。
- ・小中のカリキュラムの接続を見通した教科研究を進める（町教研）。

(2) 安全・安心な学校

- ・教職員全体の危機管理意識の向上を図るとともに危機対応能力を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」、マニュアル等に基づいた問題行動等の早期発見・早期対応（いじめ・不登校・虐待、問題行動、セクハラ、個人情報保護等）に取り組む。
- ・安全計画に基づいた施設・設備の点検、避難訓練を行うとともに安全学習に取り組む等、安全教育を推進する。
- ・安全教育をカリキュラム上に位置付け、実践と検証を行う。
- ・学校安全マニュアルの改訂を行う。
- ・自転車の乗車マナーや交通ルールの啓発および指導を行ない、登下校の安全確保に努める。

(3) 保護者・地域と連携する学校

① 情報発信

- ・教育活動を公開し、学校HP、掲示物や通信の発行等により学校の取組や生徒の様子を積極的に発信する。

② 保護者・地域との連携

- ・保護者からの相談・意見等は真摯に受け止め、関係づくりに努める。
- ・施設との連携と緊密な交流を進める。
- ・学校教育活動の丁寧な発信と協力の呼びかけを行うとともに、PTA行事や地域行事に積極的に参加する。
- ・島本町学校支援本部を積極的に活用し、学習会を実施する。

7 教職員としての基本姿勢

- ・教育公務員としての自覚のもと、関係法令の遵守し、社会人としてのモラルやマナーを守る。（率先垂範 服装 整理整頓 時間厳守 電話・来校者応対 接遇マナー）
- ・心身の健康は充実した教育活動の基盤となるため、「働き方改革」を推進する。
- ・温かい言葉、温かい視線、さりげない心遣い等を心がけ、安心、安全な職場環境をめざす。
- ・人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など自己啓発に努める（質の高い教育基盤を）。

島本町学校運営協議会要綱

(令和 6 年 4 月 1 日)

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定により、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校（島本町立学校教育施設設置条例（昭和39年島本町条例第10号）第2条に定める学校をいう。以下同じ。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、島本町学校運営協議会規則（令和6年島本町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた学校の名称を冠するものとする。

(設置の通知)

第3条 規則第3条第2項の規定による通知は、島本町学校運営協議会設置通知書（様式第1号）により行うものとする。

(意見の申出)

第4条 規則第5条の規定による意見の申出は、学校運営等に関する意見書（様式第2号）により行うものとする。

(委員の推薦)

第5条 規則第8条第3項の規定による推薦は、島本町学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）により行うものとする。

(会議の開催)

第6条 規則第13条に規定する会議（以下「会議」という。）は、年3回以内開催するものとする。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、事前に当該協議会の許可を得なければならない。
2 協議会の会長は、傍聴人が指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となる行為をしたと認めたときは、退場を命じることができる。

(会議録)

第8条 協議会は、会議を開催したときは、当該会議の開催日時、協議会の委員の出席状況、協議事項その他必要な事項について、会議録を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委員の辞任及び解嘱等)

第9条 規則第15条第1項第1号に規定する辞任の申出は、辞任届（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第15条第1項の規定により協議会の委員を解嘱し、又は解任する場合は、解嘱（解任）通知書（様式第5号）により、当該委員に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

島 本 町 立 第 学 校
校 長 様

島本町教育委員会

島本町学校運営協議会設置通知書

島本町学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴校に学校運営協議会を設置する旨、通知いたします。

記

1 設置年月日

年 月 日

様

島本町立第 学校学校運営協議会

学校運営等に関する意見書

協議会名	島本町立第 学校学校運営協議会
提出先	校 長 ・ 教育委員会
意 見 内 容	
希望回答形式	文 書 ・ 回 答
上記内容の意見を申し出ます。 島本町立第 学校学校運営協議会 会長(自署)	

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立第 学校
校 長

島本町学校運営協議会委員推薦書

本校に設置する学校運営協議会委員について、下表に掲げる者を推薦します。

	氏 名 ^{し めい}	属性	委員歴	任期	推薦理由
1			年	年 月 日から 年 月 日まで	
2			年	年 月 日から 年 月 日まで	
3			年	年 月 日から 年 月 日まで	
4			年	年 月 日から 年 月 日まで	
5			年	年 月 日から 年 月 日まで	
6			年	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立第 学校学校運営協議会
委員

辞 任 届

私は、島本町立第 学校学校運営協議会委員を辞任したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 辞任年月日

年 月 日

2 辞 任 理 由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

島本町教育委員会

解嘱（解任）通知書

島本町学校運営協議会規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり島本町立
第 学校学校運営協議会委員を解嘱（解任）する旨、通知します。

記

1 解嘱（解任）年月日

年 月 日

2 解嘱（解任）理由

島本町教育委員会規則第 1 号

島本町学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する島本町立小学校及び中学校ごとに協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する対象の学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知

するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により協議会の承認を得た基本的な方針に従い、学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関する事項を除く。）のうち、基本的な方針の実現に資する事項及び教育上の課題を踏まえた一般的な事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を經由して、

大阪府教育委員会に対して意見を述べるものとする。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は大阪府教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

- (2) 対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織等)

第8条 協議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民

- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 1 1 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年島本町条例第 2 7 号）に定めるところによる。

（会長及び副会長）

第 1 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 1 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集し、会長がその議長となる。ただし、毎年度最初の会議の招集及び会長が選出されるまでの間の会議の主宰は、教育長が指名する者が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 1 4 条 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保す

るための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解嘱等）

第 15 条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第 9 条の規定に違反した場合
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合はその理由を示さなければならない。

（庶務）

第 16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

（委任）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

島本町立第二中学校学校運営協議会の会議の公開に関する要綱

(令和 6 年 6 月 13 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、島本町立第二中学校学校運営協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、島本町立第二中学校学校運営協議会の会長（以下「会長」という。）が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、別に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、住民は傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、5人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(会議の開催の公表)

第6条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、島本町立第二中学校学校運営協議会の会議開催のお知らせ(様式第1号)により、広報紙又はホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表をしようとするときは、主に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問合せ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第7条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 閲覧資料は、傍聴定員以内で用意するものとし、不足する場合は複数人で閲覧

するものとする。

- 3 会議の資料は、会議の終了後、速やかに文化・情報コーナーに配架し、閲覧等に供するものとする。

(会議録等の作成等)

第8条 会議録等は、速やかに作成する。

- 2 公開した会議の会議録等は、会議録(様式第2号)により、文化・情報コーナーで閲覧等に供するとともに、ホームページに掲載し、公表に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

島本町立第二中学校学校運営協議会の会議開催のお知らせ

1 会議の名称	
2 会議の議題	
3 会議の開催日時 及び場所	年 月 日（ ） 時から
4 傍聴者の定員	
5 傍聴手続	
6 問合せ先	事務局（担当課） 電話番号
7 その他	

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

年 月 日作成

会 議 の 名 称			
会 議 の 開 催 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分		
会 議 の 開 催 場 所		公開の可否	可・一部不可・ 不可
事 務 局 (担 当 課)		傍聴者数	
非公開の理由（非公開 （会議の一部非公開を 含む。）の場合）			
出 席 委 員			
会 議 の 議 題			
配 付 資 料			
審 議 等 の 内 容			

島本町立第二中学校学校運営協議会会議傍聴要領

(令和 6 年 6 月 13 日)

(趣旨)

第1条 この要領は、島本町立第二中学校学校運営協議会の会議（以下「会議」と言う。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の15分前から先着順に行うものとする。傍聴の希望者は傍聴希望者受付名簿に氏名・住所を記入し、会長の許可を受ける。なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、会長が許可した場合はこの限りでない。
- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴を許可しない者)

第3条 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月13日から実施する。

島本町立第二中学校学校運営協議会
会議傍聴希望者受付名簿

年 月 日

氏 名	住 所

- ※1 収集した個人情報は、会議を円滑に執行する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。
- ※2 収集した個人情報は、島本町立第二中学校において厳重に保管します。

4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	月	クラブ停止	1	水	(朝)前期生徒総会 尿検査一次(1日目)	1	土		1	月	二者懇談 Ⅱ期時間割スタート	1	木		1	日		1	火	テスト前学習会	1	金	3年生実力テスト(5限まで)	1	日		1	水	元日	1	土		1	土	
2	火	クラブ停止	2	木	尿検査一次(2日目)	2	日		2	火	二者懇談	2	金		2	月		2	水	テスト前学習会	2	土		2	月	二者懇談 Ⅲ期時間割スタート	2	木		2	日		2	日	
3	水	クラブ開始(13:00)	3	金	憲法記念日	3	月	(朝)前期生徒集会①	3	水	二者懇談	3	土		3	火	3年チャレンジテスト	3	木	中間テスト	3	日	文化の日	3	火	二者懇談	3	金		3	月		3	月	
4	木		4	土	みどりの日	4	火		4	木	二者懇談	4	日		4	水	(朝)前期生徒集会③	4	金	中間テスト	4	月	振替休日	4	水	二者懇談	4	土		4	火	(朝)後期生徒集会②	4	火	(放)後期生徒集会③
5	金	入学式準備 クラス発表	5	日	子どもの日	5	水		5	金	二者懇談	5	月		5	木		5	土		5	火	(朝)前期生徒集会⑤	5	木	二者懇談	5	日		5	水		5	水	3年一般選抜出願(web)
6	土		6	月	振替休日	6	木	3年修学旅行	6	土		6	火		6	金		6	日		6	水		6	金	三者懇談 ③④全学年人権講話	6	月		6	木		6	木	3年一般選抜出願(web)
7	日		7	火	心臓検診	7	金	3年修学旅行	7	日		7	水		7	土		7	月		7	木		7	土		7	火		7	金		7	金	3年一般選抜出願(web)
8	月	入学式・始業式	8	水		8	土		8	月		8	木		8	日		8	火	(放)前期生徒委員会⑤	8	金	学校公開日	8	日		8	水	始業式	8	土		8	土	
9	火	離任式 (放)1年自転車点検	9	木	テスト前学習会	9	日		9	火	(朝)前期生徒集会②	9	金		9	月		9	水		9	土		9	月	三者懇談	9	木	3年生実力テスト 1・2年チャレンジテスト (5限まで)	9	日		9	日	
10	水	体育測定 (放)2年自転車点検	10	金	テスト前学習会	10	月	⑥1年生交通安全教室	10	水		10	土		10	火		10	木		10	日		10	火	三者懇談	10	金		10	月	3年私立入試	10	月	
11	木	生徒会オリエンテーション (放)3年自転車点検	11	土		11	火		11	木	三者懇談	11	日	山の日	11	水		11	金	(放)前期代表者会議④	11	月	⑥後期生徒会役員選挙	11	水	三者懇談	11	土		11	火	建国記念の日	11	火	
12	金	Ⅰ期時間割スタート 仮入部スタート	12	日		12	水		12	金	三者懇談	12	月	振替休日	12	木		12	土		12	火		12	木	三者懇談	12	日		12	水		12	水	3年一般選抜(3限まで) 二者懇談
13	土		13	月	テスト前学習会	13	木	テスト前学習会	13	土		13	火		13	金		13	日		13	水	テスト前学習会	13	金	三者懇談	13	月	成人の日	13	木	1・2年テスト前学習会	13	木	卒業式予行
14	日		14	火	テスト前学習会	14	金	テスト前学習会	14	日		14	水		14	土		14	月	スポーツの日	14	木	テスト前学習会	14	土		14	火		14	金	1・2年テスト前学習会 3年特別選抜出願(web)	14	金	卒業式
15	月	朝読開始	15	水		15	土		15	月	海の日	15	木		15	日		15	火	(放)前期生徒委員会⑥	15	金		15	日		15	水		15	土	3年特別選抜出願(web)	15	土	
16	火		16	木	中間テスト	16	日		16	火	三者懇談	16	金		16	月	敬老の日	16	水		16	土		16	月	(放)後期代表者会議①	16	木	3年テスト前学習会	16	日	3年特別選抜出願(web)	16	日	
17	水	内科検診(1年)	17	金	中間テスト	17	月	テスト前学習会	17	水	三者懇談	17	土		17	火		17	木	(朝)前期生徒集会④	17	日		17	火		17	金	3年テスト前学習会 ⑥震災・道徳	17	月	1・2年テスト前学習会 3年特別選抜出願(web)	17	月	
18	木	全国学力・学習状況調査(3年国・数) 内科検診(2年)	18	土		18	火	テスト前学習会	18	木	三者懇談	18	日		18	水	教育実習(終了)	18	金		18	月	テスト前学習会	18	水	(放)後期生徒委員会②	18	土		18	火	1・2年テスト前学習会	18	火	二者懇談
19	金	⑥前期生徒会選挙	19	日		19	水	期末テスト	19	金	大掃除・終業式	19	月		19	木		19	土		19	火	テスト前学習会	19	木		19	日		19	水	1・2年学年末テスト	19	水	二者懇談
20	土		20	月	心臓検診(予備日)	20	木	期末テスト	20	土		20	火		20	金	文化祭	20	日		20	水	期末テスト	20	金	(朝)後期生徒集会①	20	月	3年テスト前学習会	20	木	1・2年学年末テスト	20	木	春分の日
21	日		21	火	脊柱側弯症検診一次(モアレ)	21	金	期末テスト	21	日		21	水		21	土		21	月	⑥体育祭準備	21	木	期末テスト	21	土		21	火	3年テスト前学習会	21	金	1・2年学年末テスト	21	金	一般選抜合格者発表 二者懇談(給食終)
22	月	(放)クラブ編成	22	水	歯科検診(2年、1-1・1-2)	22	土		22	月		22	木		22	日	秋分の日	22	火	体育祭予行	22	金	期末テスト	22	日		22	水	3年学年末テスト	22	土		22	土	
23	火	耳鼻科検診	23	木	尿検査二次(1日目)	23	日		23	火		23	金		23	月	振替休日	23	水	体育祭	23	土	勤労感謝の日	23	月		23	木	3年学年末テスト	23	日	天皇誕生日	23	日	
24	水	眼科検診	24	金	尿検査二次(2日目)	24	月	⑥避難訓練	24	水		24	土		24	火		24	木	体育祭予備日	24	日		24	火	大掃除・終業式	24	金	3年学年末テスト つながりスクール	24	月	振替休日	24	月	大掃除・修了式
25	木	(放)前期生徒委員会①	25	土		25	火	(放)前期代表者会議②	25	木		25	日		25	水		25	金	体育祭予備日	25	月	(放)後期生徒委員会①	25	水		25	土		25	火	(放)後期代表者会議③	25	火	
26	金	内科検診(3年)	26	日		26	水	⑥SNS講習会	26	金		26	月	始業式	26	木	テスト前学習会	26	土		26	火		26	木		26	日		26	水		26	水	
27	土	土曜参観(4限まで 給食なし)	27	月		27	木	(放)前期生徒委員会③ 脊柱側弯症検診二次	27	土		27	火	実力テスト	27	金	テスト前学習会	27	日		27	水		27	金		27	月	(放)後期代表者会議②	27	木	(放)後期生徒委員会④	27	木	
28	日		28	火	(放)前期代表者会議①	28	金	2年校外学習	28	日		28	水	教育実習(開始) (放)前期代表者会議③	28	土		28	月	(放)前期代表者会議⑤	28	木	(朝)後期生徒総会	28	土		28	火		28	金		28	金	
29	月	昭和の日	29	水		29	土		29	月		29	木	(放)前期生徒委員会④	29	日		29	火	(放)前期生徒委員会⑦	29	金	二者懇談	29	日		29	水	(放)後期生徒委員会③	※新入生学校説明会 ※花いっぱい運動			29	土	
30	火	代休	30	木	(放)前期生徒委員会② 歯科検診(3年、1-3・1-4)	30	日		30	火		30	金		30	月	テスト前学習会	30	水		30	土		30	月		30	木					30	日	
※修学旅行説明会			31	金		※進路説明会			31	水		31	土					31	木	校内研究授業	※1年生校外学習 ※英検IBA ※花いっぱい運動			31	火		31	金					31	月	